

○学校法人福岡大学自己点検・評価規程

平成7年12月27日

制定

平成8年4月1日施行

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人福岡大学(以下「本法人」という。)の教育・研究・医療に係る適切な水準の維持及び向上に資するため、本法人の設置する学校の諸活動について、恒常的に自ら行う点検及び評価(以下「自己点検・評価」という。)に関し、必要な事項を定める。

(自己点検・評価項目)

第2条 自己点検・評価の項目は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 理念及び目標に関する事項
- (2) 教育活動及び教育組織に関する事項
- (3) 研究活動及び研究組織に関する事項
- (4) 教員組織に関する事項
- (5) 学生支援に関する事項
- (6) 国際交流に関する事項
- (7) 施設・設備及び環境に関する事項
- (8) 社会との連携及び社会貢献に関する事項
- (9) 医療活動に関する事項
- (10) 管理運営・経営に関する事項
- (11) 内部質保証に関する事項
- (12) その他自己点検・評価に必要な事項

(組織)

第3条 本法人は、自己点検・評価を実施するため、次に掲げる会議及び委員会を置く。

- (1) 自己点検・評価推進会議
  - (2) 自己点検・評価委員会
  - (3) 部局別自己点検・評価実施委員会(以下「部局別実施委員会」という。)
- 2 自己点検・評価推進会議は、本法人の自己点検・評価の実施及びその結果の公表並びに外部評価に係る事項について総括し、本法人の自己点検・評価活動の推進を図る。
- 3 自己点検・評価委員会は、部局別実施委員会から提出された報告書をもとに、全学的な観点から自己点検・評価を行い、その結果をまとめ、自己点検・評価推進会議に報告する。

- 4 部局別実施委員会は、自己点検・評価推進会議の基本方針に基づき、自らの組織又は事務部の諸活動について点検及び評価を行い、その経過及び結果を報告書としてまとめ、自己点検・評価委員会に提出する。
- 5 第1項各号に定めるもののほか、本法人の自己点検・評価活動その他本法人の設置する学校の諸活動の客観性及び公平性を担保するため、学校法人福岡大学外部評価委員会(以下「外部評価委員会」という。)を置く。
- 6 前項の外部評価委員会に関する規程は、別に定める。

(自己点検・評価推進会議の構成等)

第4条 自己点検・評価推進会議は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 学長
  - (2) 副学長
  - (3) 事務局長
  - (4) 学部長
  - (5) 教務部長
  - (6) 学生部長
  - (7) 図書館長
  - (8) 研究推進部長
  - (9) 第二部主事
  - (10) 病院長
  - (11) 研究科長
  - (12) 法科大学院長
  - (13) 附属学校長
  - (14) その他学長が必要と認めた者 若干人
- 2 前項第14号の構成員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
  - 3 学長は、自己点検・評価推進会議を招集し、その議長となる。
  - 4 学長に事故あるときは、学長が指名する副学長が職務を代行する。
  - 5 自己点検・評価推進会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。
  - 6 議事は、出席者の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。
  - 7 議長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(自己点検・評価推進会議の審議事項)

第5条 自己点検・評価推進会議は、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 自己点検・評価の実実施計画、評価項目、実施要領等の基本方針に関する事項
- (2) 自己点検・評価の組織及び運営体制に関する事項

- (3) 自己点検・評価の結果に基づく検証に関する事項
- (4) 自己点検・評価に係る報告書の作成、公表及び活用に関する事項
- (5) 自己点検・評価の結果に基づく認証評価の申請に関する事項
- (6) その他自己点検・評価に関し自己点検・評価推進会議が必要と認めた事項

(自己点検・評価委員会の構成等)

第6条 自己点検・評価委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長(学長が指名した者。以下同じ。)
- (2) 事務局長
- (3) 大学院学務委員長
- (4) 入学センター長
- (5) 就職・進路支援センター長
- (6) 教務委員のうちから学長が指名した文系、理系各1人
- (7) 学生部委員のうちから学長が指名した文系、理系各1人
- (8) 研究推進部委員のうちから学長が指名した文系、理系各1人
- (9) 各病院の副病院長のうちから学長が指名した各1人
- (10) 附属学校の教頭
- (11) 企画部長
- (12) 総務部長
- (13) 人事部長
- (14) 財務部長
- (15) その他学長が必要と認めた者 若干人

2 前項第15号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 副学長は、自己点検・評価委員会を招集し、その議長となる。

4 自己点検・評価委員会は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

5 議事は、出席委員の過半数をもって決する。ただし、可否同数のときは議長の決するところによる。

6 議長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会の設置)

第7条 自己点検・評価委員会に部門別自己点検・評価作業部会(以下「作業部会」という。)を置く。

2 作業部会は、部局別実施委員会が提出した報告書を部門ごとに取りまとめ、自己点検・評価委員会に提出する。

3 前項の部門は、法人、学部、大学院、教育研究施設、学生・教学機関、病院、附属学校に区分する。

- 4 作業部会の各部門に座長を置き、学長が指名する者をもって充てる。
- 5 作業部会の構成、活動その他必要な事項は、別に定める。

(部局別実施委員会の分掌)

第8条 部局別実施委員会は、法人、学部、研究科、教育研究施設、学生・教学機関、病院、附属学校の各組織又は事務部に区分した部局ごとに点検及び評価を行う。

- 2 部局別実施委員会の構成、活動その他必要な事項は、前項で区分した部局において定める。

(結果の公表・活用)

第9条 自己点検・評価推進会議の議長は、自己点検・評価の結果を理事会に報告する。

- 2 自己点検・評価推進会議の議長は、自己点検・評価の結果を学内外に公表する。
- 3 学長及び本法人の組織又は事務部の長は、自己点検・評価推進会議から報告された自己点検・評価の結果を有効に活用し、改善が必要と認められたものについては、その改善に努めなければならない。

(庶務)

第10条 自己点検・評価推進会議及び自己点検・評価委員会の庶務は、企画課が処理する。

- 2 部局別実施委員会の庶務は、部局における各事務部の長が指定する部課(室)が処理する。

(補則)

第11条 この規程に定めるもののほか、自己点検・評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成26年2月1日から施行する。